

## 看護職員の負担の軽減および処遇の改善についての取り組み

当院では看護職員の負担の軽減および処遇の改善を目的とし、以下の事項に取り組んでいます

### 1. 業務量の調整

- ・ 時間外労働が発生しないような業務量の調整

### 2. 看護職員と他の職員との業務分担

- ・ 薬剤師、作業療法士、臨床検査技師、精神保健福祉士と協働し、看護職員の業務負担軽減を行う

### 3. 看護補助者の配置

- ・ 看護補助者を配置し、看護職員の業務負担軽減を行う
- ・ 介護福祉士の資格を有する看護補助者を配置
- ・ 看護部教育委員会が統括し、適切な教育・研修を実施する

### 4. 妊娠・子育て・介護中の看護職員に対する配慮

- ・ 本人の申し出により夜勤を減免する
- ・ 短時間正規職員を活用する

### 5. 夜勤負担の軽減

- ・ 11 時間以上の勤務間隔の確保
- ・ 夜勤の連続回数が2連続まで
- ・ 業務量が多くなる時間帯に手厚い人員配置となるよう勤務を組む

### 6. その他

- ・ 腰痛症による職場離脱を防ぐ

### ○業務負担軽減のための委員会

業務負担軽減のための委員会は「衛生委員会」とする

月1回衛生委員会の中で、確認、検討する